

入札参加停止措置の概要

商号又は名称	大日コンサルタント（株）					
所在地	岐阜県岐阜市薮田南3丁目1番21号					
業者コード	10834702					
入札参加停止期間	令和8年1月28日から令和8年6月27日まで（5か月）					
事実概要	<p>公正取引委員会は、令和7年12月19日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。</p> <p>このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。</p>					
理由	<p>長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第2第6号（独占禁止法違反行為）に該当し、建設工事の契約の相手方として不適当であると認められるため。</p>					
備考	<p>【入札参加停止措置要領別表抜粋】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">措置要件</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">6 県又は県内の他の公共機関と締結した契約に係る建設工事等に 関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">当該認定をした日から 6か月以上18か月以内</td> </tr> </tbody> </table>		措置要件	期間	6 県又は県内の他の公共機関と締結した契約に係る建設工事等に 関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から 6か月以上18か月以内
措置要件	期間					
6 県又は県内の他の公共機関と締結した契約に係る建設工事等に 関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から 6か月以上18か月以内					